

## 経済財政運営と改革の基本方針2014（仮称）に対する提案

政府は、昨年6月に「経済財政運営と改革の基本方針」を定め、デフレ脱却と日本経済再生に向けた取組を進めており、日本経済は力強さを取り戻しつつある。本年の経済財政諮問会議においては、経済の好循環を実現し、デフレ脱却・経済再生と財政再建を両立させることを最重要課題としているが、地方財政は巨額の財源不足を生じており、今後も厳しい状況が続く見込みである。

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、経済の成熟化及びグローバル化の進展など、我が国が構造的な転換期を迎える中、指定都市が引き続き日本経済の発展に貢献するためには、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行うことが不可欠である。

そこで、地方分権改革を始めとする地域活性化策や持続可能な財政政策などを講じ、指定都市がその能力を十分に発揮することで日本を牽引するエンジンとなり、日本経済の再生に寄与することができるよう、経済財政諮問会議において検討されている「経済財政運営と改革の基本方針2014（仮称）」において、次の提案を反映するよう強く要請する。

### 1 地方行財政制度の再構築

消費税率の引上げによる景気の腰折れを避け、地方においても景気回復を実感できる環境をつくるため、地方交付税総額については、現在、地方が重点的に取り組んでいる地域経済基盤強化・雇用等対策に係る歳出特別枠や別枠加算を堅持するとともに、社会保障と税の一体改革に伴う新たな財政需要への対応も含め、必要額を確保すること。

加えて、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生ずる地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

また、地方法人税の創設によって、地方税を一部国税化し、地方間の税収の調整を行うことは、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反することから、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

さらに、国の施策として法人実効税率を引き下げするための措置を講ずる場合には、法人住民税が減収とならないような制度設計を行うこと。

なお、平成26年度においても、地方の各団体が経済再生に向けた施策に取り組むことができ、かつ、安定した財政運営を行えるよう、団体ごとに地方交付税を含めた一般財源を確保すること。

### 2 大都市税源の充実強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税、法人所得課税等の配分割合を拡充強化すること。

また、事務配分の特例により道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに国・道府県から移譲される事務・権限により生じる財政負担について、所要額が税制上措置されるよう、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。

### **3 多様な大都市制度の早期実現**

指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、大阪や新潟、名古屋なども、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

また、道州制の議論に当たっては、基礎自治体の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

については、道州制も視野に入れつつ、第30次地方制度調査会答申も踏まえて道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を可能な限り進めるとともに、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に続き、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」など、多様な大都市制度の早期実現を図ること。

### **4 持続可能な社会保障制度の実現**

持続可能な社会保障制度の実現に向けた取組が行われているが、社会保障分野において地方公共団体の担っている役割は極めて大きいことに鑑み、各分野における制度の具体化に当たっては、協議の場を設けるなどして、指定都市を含む地方の意見を十分に反映すること。

また、急速な高齢化の進展により、今後社会保障関係費の大幅な自然増が見込まれているため、更なる財源の充実を図ること。

平成26年5月29日  
指定都市市長会